

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年 4月20日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日
1	2号機	換気空調系タービン建屋排気フィルター(A)(C)において、損傷(A:一部先端に約10cm、C:一部先端に約30cm×30cm程度の破損)が認められたため、当該フィルターを交換。 なお、各ファンの運転に影響はない。	GⅢ	4月17日
2	2号機	換気空調系タービン建屋オペフロ(2階フロア用)排気フィルター(A)において、損傷(一部先端に約10cm程度及び根本部の破損)が認められたため、当該フィルターを交換。 なお、各ファンの運転に影響はない。	GⅢ	4月17日
3	3号機	換気空調系タービン建屋排気フィルター(A)(B)(C)において、根本部からの一部破損及びフィルター数全体の3割程度に穴(約5cm×5cm)が認められたため、当該フィルターを交換。 なお、根本部破損フィルターについては交換を行い、各ファンの運転を再開する。	GⅢ	4月16日
4	3号機	換気空調系サービス建屋放射性試料分析室給気(B)及び排気(B)フィルターにおいて、損傷(約2cm×2cm程度の穴が2箇所)が認められたため、当該フィルターを交換。 なお、当該ファンの運転に影響はない。	GⅢ	4月16日
5	サイトバンカ	サイトバンカ建屋排気プレフィルター(バグフィルター)(A)(B)(C)において、損傷(約3cm×3cm程度の穴が、A:15箇所、B:10箇所、C:15箇所)が認められたため、当該フィルターを交換。 なお、各ファンの運転に影響はない。	GⅢ	4月16日